酒類の地理的表示「壱岐」を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次のとおり地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成30年２月27日

国税庁長官　佐川　宣寿

名　　称	壱岐
産地の範囲	長崎県壱岐市
酒類区分	蒸留酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 穀類に大麦のみを用いたものであること。こうじに米から製造された米こうじのみを用いたものであること。もろみに用いるこうじと穀類の重量比が概ね１：２となっていること。水に長崎県壱岐市内で採水した水のみを用いたものであること。 ・製法 長崎県壱岐市内で原料の発酵及び蒸留が行われていること。米こうじ及び水を原料として発酵させた一次もろみに、蒸した穀類及び水を加えて更に発酵させた二次もろみを、単式蒸留機をもって蒸留したものであること。製造工程上、貯蔵する場合は長崎県壱岐市内で行うこと。消費者に引き渡すことを予定した容器に長崎県壱岐市内で詰めること。 （酒類の品目に関する事項） 単式蒸留焼酎 （酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項） 壱岐焼酎管理委員会が、管理機関として壱岐の特性を維持するための管理を実施する。この他の事項については、国税庁ホームページに掲載する。
備　　考	なし。

酒類の地理的表示「球磨」を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次のとおり地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成30年２月27日

国税庁長官　佐川　宣寿

名　　称	球磨
産地の範囲	熊本県球磨郡及び同県人吉市
酒類区分	蒸留酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 穀類に国内産米を用いたものであること。こうじに国内産米から製造された米こうじのみを用いたものであること。水に熊本県球磨郡又は同県人吉市内で採水した水のみを用いたものであること。 ・製法 熊本県球磨郡又は同県人吉市内で原料の発酵及び蒸留が行われていること。米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもろみを単式蒸留機をもって蒸留したものであること。ただし、米こうじ及び水を原料としたもろみについては、その一次もろみに米こうじ及び水を加えて更に発酵させたものに限る。製造工程上、貯蔵する場合は熊本県球磨郡又は同県人吉市内で行うこと。消費者に引き渡すことを予定した容器に熊本県球磨郡又は同県人吉市内で詰めること。 （酒類の品目に関する事項） 単式蒸留焼酎 （酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項） 球磨焼酎管理委員会が、管理機関として球磨の特性を維持するための管理を実施する。この他の事項については、国税庁ホームページに掲載する。
備　　考	なし。

酒類の地理的表示「薩摩」を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次のとおり地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成30年２月27日

国税庁長官　佐川　宣寿

名　　称	薩摩
産地の範囲	鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。）
酒類区分	蒸留酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 いも類に鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。以下同じ）で収穫したさつまいものみを用いたものであること。こうじに米又は鹿児島県で収穫したさつまいもから製造されたもののみを用いたものであること。水に鹿児島県内で採水した水のみを用いたものであること。 ・製法 鹿児島県内で原料の発酵及び蒸留が行われていること。こうじ、いも類及び水を原料として発酵させたもろみを、単式蒸留機をもって蒸留したものであること。製造工程上、貯蔵する場合は鹿児島県内で行うこと。消費者に引き渡すことを予定した容器に鹿児島県内で詰めること。 （酒類の品目に関する事項） 単式蒸留焼酎 （酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項） 薩摩焼酎管理委員会が、管理機関として薩摩の特性を維持するための管理を実施する。この他の事項については、国税庁ホームページに掲載する。
備　　考	なし。

酒類の地理的表示「琉球」を変更する件

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第７号）第86条の６第１項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成27年10月国税庁告示第19号。以下「表示基準」という。）第５項の規定に基づき、次のとおり地理的表示を変更したので、表示基準第８項の規定に基づき公告する。

平成30年２月27日

国税庁長官　佐川　宣寿

名　　称	琉球
産地の範囲	沖縄県
酒類区分	蒸留酒
生産基準	（酒類の原料及び製法に関する事項） ・原料 米こうじに*Aspergillus luchuensis*に属する黒こうじ菌の生育した米こうじのみを用いたものであること。水に沖縄県内で採水した水のみを用いたものであること。 ・製法 沖縄県内で原料の発酵及び蒸留が行われていること。米こうじ及び水を原料として発酵させたもろみを、単式蒸留機をもって蒸留したもの。製造工程上、貯蔵する場合は沖縄県内で行うこと。消費者に引き渡すことを予定した容器に沖縄県内で詰めること。 （酒類の品目に関する事項） 単式蒸留焼酎 （酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項及び酒類の特性を維持するための管理に関する事項） ＧＩ琉球管理委員会が、管理機関として琉球の特性を維持するための管理を実施する。この他の事項については、国税庁ホームページに掲載する。
備　　考	なし。